

高岡市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

- 国は新型コロナウイルス感染症の経験や関係法令の改正を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定
- 政府行動計画の改定を踏まえ、県は令和7年3月に「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定
- 政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ、市は「高岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるようにするもの。

病原体の変異による病原性や感染症の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返し、対策の長期化も想定し、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

新計画の対象となる感染症

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）で「新型インフルエンザ等」として定義されているもの。
- ・国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの

新型インフルエンザ等感染症

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスまたはコロナウイルスを病原体とする感染症、かつて世界的規模で流行したインフルエンザまたはコロナウイルスを病原体とする感染症であって、その後、流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもの

- ・新型インフルエンザ
- ・再興型インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症（covid19以外）
- ・再興型新型コロナウイルス感染症

※再興型とは、かつて世界的に流行したものが、再びまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

指定感染症

既知の感染症の疾病（感染症法分類Ⅰ類～Ⅲ類、新型インフルエンザ等感染症除く）で感染症法上の対人措置・対物措置等をとらなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

新感染症

既知の感染症とは明らかに異なるもので、国民の生命及び健康に重大な影響を与えると認められるもの

取組の経緯（計画の経過）

本市では、病原性が高い新型インフルエンザ対策を重要課題と捉え、国及び県の行動計画と整合性を図りながら、平成21年6月に「高岡市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。
平成24年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の制定に伴う、政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ、平成27年3月、従来の計画を改定した。

対策の基本的な考え方① 対策の時期

準備期

発生前の段階

市民に対する啓発や市・事業所による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておく期間

初動期

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階

市の万全の体制を構築するために市民に情報提供、情報共有を行うとともに市、関係機関が業務継続計画の確認を行い、対応に備える。感染症の探知・国の公表を経て、市対策本部設置等の初動対応にあたる期間

対応期

①封じ込めを念頭に対応する時期②病原体の性状等に応じて対応する時期③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期④特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

感染拡大のスピードをできる限り抑える対策から、基本的な感染対策に移行するまで、科学的知見の集積、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、臨機応変に対処するなど、柔軟かつ機動的な対策を講じる期間

対策の基本的な考え方② 対策の項目

リスクコミュニケーションとは、行政、市民、事業者がリスクの内容、原因、対策などについて話し合い、共通認識を形成する活動のこと

①実施体制

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

③まん延防止

④ワクチン

⑤保健

⑥物資

⑦市民生活及び地域経済活動の安定の確保

対策の基本的な考え方③ 対策項目に共通する横断的な視点

人材育成

県が実施する訓練や研修等に参加し、感染危機対応を行う人材を育成

国・県との連携

平時からの役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築

DXの推進

平時業務におけるICT化等を推進（予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備）

対策実施上のポイント

- ①平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立、DXの推進等
- ②感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した対策の切り替え
- ③基本的人権を尊重し、対策による制限は最小限にするとともに、偏見・差別への対策
- ④危機管理としての特措法の性格
- ⑤県対策本部、他の市町村対策本部等、関係機関相互の連携協力の確保
- ⑥高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設における対応
- ⑦感染危機下の災害対応
- ⑧記録の作成や保存、公表

対策ごとの取組				
	基本理念・目標	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<p>新型コロナウイルス等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげる。</p>	<p>●行動計画等の作成や体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の作成、必要に応じた変更 ・国、県及び指定（地方）公共団体と相互に連携し、全庁での体制構築 <p>●高岡市新型コロナウイルス等対策推進（実施）体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市新型コロナウイルス等対策連絡会議の設置 ・高岡市新型コロナウイルス等対策本部の設置 <p>●関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部の設置 ・市対策本部を設置（緊急事態宣言が発令された場合、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合など） ●体制整備 ・対策本部において情報の集約・共有及び分析 ・基本的対処方針に基づき、対応方針の決定・対策の実施 ・必要な対策を講ずるための予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策本部の廃止（特措法によらない基本的な感染症対策への移行期）
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあることから、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。平時から、情報の受け手側の反応や必要としている情報に配慮し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平時における市民等への情報提供・共有 ・各種媒体を活用し、可能な限り多言語で継続的かつ適時に情報提供 ・偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ●新型コロナウイルス等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 ・新型コロナウイルス等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理 ・市民等への情報提供・共有方法や、市民等からの相談体制の整備方法を検討 ・リスクコミュニケーションを適切に行うため、市民等が必要とする情報を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事における迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・国から示される公表基準を踏まえ、発生状況、感染拡大防止対策等について、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、理解しやすい内容・方法で情報提供 ●双方向のコミュニケーションの実施 ・情報の受け手側の反応や関心を把握し、可能な限りリスクコミュニケーションを行う ●偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見に基づく最新の情報を繰り返し提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスク評価に基づく方針の状況提供・共有 ・時期（封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期）に応じた取組
③まん延防止	<p>適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずること、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。一方で、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型コロナウイルス等対策を実施するため必要最小限のものとしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 ・基本的な感染対策の普及の実施 ・県と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型コロナウイルス等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型コロナウイルス等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内でのまん延防止対策 ・県が実施する感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応に可能な限り協力 ・市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づき対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●時期に応じたまん延防止対策の実施 ・指標やデータを活用、柔軟かつ機動的に対策の切替え ・必要に応じて、まん延防止等重点措置等に係る国への要請について、県に要請実施 ・時期（封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期）に応じた取組
④ワクチン	<p>ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療が対応可能な範囲内に収めることは、新型コロナウイルス等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。接種を希望する方が円滑に接種できる体制を整えるため、平時から、国、県、医療機関や事業者、関係団体等とともに、接種体制や具体的な実施方法について準備しておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の構築 ・予防接種の実施主体として医師会等と連携した接種体制構築に向けた調整 ・平時から、迅速な予防接種等を実現するため、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種に必要な資材の確保、接種に関する住民への周知方法の検討 ・医療機関等と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深める啓発の実施 ・予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の構築 ・適宜県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者の確保等、接種体制の構築 ・医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合、地域の実情に合わせた必要な医療従事者数の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種の実施 ・国等の接種方針に基づく円滑な接種 ・接種実施会場の追加等の検討、接種会場での接種が困難な方への接種体制の確保 ・接種に関する情報提供・共有 ●健康被害救済 ・予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請受付、被接種者等からの相談等への対応の実施 ●ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供 ・ワクチンの安全性について、市民等へ適切な情報提供・共有 ●情報提供・共有 ・予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発 ・市が実施する予防接種の情報、国が提供・共有する予防接種に係る情報の周知 ・各種相談窓口の設置等、必要な情報提供を行う方法の検討
⑤保健	<p>新型コロナウイルス等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。市は、厚生センターが実施する積極的疫学調査による患者等への健康観察や食事等、日常生活を営むために必要なサービスの提供に協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業務継続計画を含む体制の整備 ・県からの応援派遣要請及びワクチン業務遂行のための業務継続計画の策定 ●研修・訓練等を通じた人材育成 ・平時から県や関係機関等と協議し役割分担・協力体制を確認 ●多様な主体との連携体制の構築 ・厚生センター、県内市町村、医療機関や医療関係団体等と連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行 ・県から患者の健康観察等の応援派遣要請があった場合を想定し、体制を整備 ●市民への情報提供・共有の開始 ・国が設置した情報提供のためのホームページ等の情報等を速やかに市民に周知 ・市民からの相談に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制における対応 ・県からの応援派遣要請があった場合、保健師等の派遣、健康相談等に協力 ・国、県、厚生センター等からの情報を収集し、市民からの相談に対応 ・配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策を周知 ●感染状況に応じた取組 ・業務のひっ迫が見込まれる場合は、外部委託等の業務の効率化 ・流行初期、流行初期以降、特措法によらない基本的な感染症対策への移行期に応じた取組 ・体制・業務を適時に見直し
⑥物資	<p>感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、新型コロナウイルス等の発生時に医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄 ・感染症対策物資等を備蓄し、定期的に状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・新型コロナウイルス等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認 ●備蓄物資等の供給に関する相互協力 ・不足が見込まれる場合には、県と連携し、近隣市町村等が備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力 	
⑦市民生活及び地域経済活動の安定の確保	<p>新型コロナウイルス等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型コロナウイルス等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを促進するとともに、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有体制の整備 ・市民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行う体制と対策の実施にあたり、庁内及び関係機関と連携するための情報共有体制を整備 ●支援の実施に係る仕組みの整備 ・高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国籍市民等も含め、全ての対象者に迅速に情報が届く仕組みの整備（DXの推進） ●物資及び資材の備蓄等 ・市民・事業者に必要な食料品や生活必需品等の備蓄を促進 ●生活支援を要する方への支援等の準備 ・要配慮者等への生活支援、搬送等について、県と連携し対応方法を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた対応の促進 ・従業員の健康管理の徹底・業態を踏まえた感染防止対策の促進 ●生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ ・市民等に対し、物資購入に当たって適切な行動の呼びかけの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・市民の心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺、孤独・孤立防止等）の実施 ・高齢者、障がい者等の要配慮者に必要に応じ、生活支援、搬送等の実施 ・学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合、教育及び学びの継続に関する取組等を支援 ●地域経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済活動の安定を図る取組の実施 ●市民生活及び地域経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 ・雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な取組の実施